

平成26年度

「新潟市子ども・子育て会議 第2回幼保部会」 会議録

開催日時：平成26年8月21日（木）午前10時00分～午前11時45分

会場：新潟市役所本庁舎対策室3

出席委員：大山委員、小池委員、田巻委員、榎坂委員、平澤委員、丸山委員、山本委員、
横尾委員

(出席者8名)

事務局出席者：

こども未来課 小沢課長、古泉課長補佐、佐藤企画管理係長、本間育成支援係長
保育課 鈴木課長、平澤指導保育士、中村課長補佐、新井運営係長
教育委員会教育総務課 上所課長、阿部副参事
教育委員会学校支援課 白澤副参事 ほか

(15名)

傍聴者 6名

会議内容

1 開会

(事務局：保育課長補佐)

さて、議事に入ります前に資料の確認をお願いいたします。

本日机上配付いたしました次第に一覧として記載してございますが、

資料1 国手引きによる「量の見込み」算出方法

資料2 0歳児保育の「量の見込み」等について

資料3 新潟市 子ども・子育て支援事業 量の見込算出シート

資料4 新潟市 子ども・子育て支援事業 量の見込・供給体制・実施時期等

資料5 子ども・子育て支援新制度にかかる基準条例骨子案への意見と市の考え方

資料6 新制度における保育の必要性の認定基準について

資料の1から6までは事前に皆様に送付させていただいております。

本日次第とあわせてお配りしてありますのが座席表と、大変恐縮ですが、差しかえ資料として資料の3、「新潟市 子ども・子育て支援事業 量の見込算出シート」、それと資料の4、「新潟市 子ども・子育て支援事業 量の見込・供給体制・実施時期等」について差しかえ分を一式机上にお配りしております。この資料3の差しかえの内容でございますが、事前に送付させていただきました内容

から1ページから5ページの部分、そのうち1ページから3ページは1号認定の実績値について若干誤りがありましたので、その辺の変更をしております。また、資料4ページから5ページにつきましては、幼稚園の預かり保育の実績値について若干追加したものですから、変更となっております。なお、追加としまして3ページの1と3ページの2ということで、時間外保育事業についてこの資料3の中に追加してございます。あと、資料4の差しかえの変更点でございますが、1ページから7ページと10ページ、先ほど申し上げました資料3での修正と同じ修正の部分と2ページから3ページ掲載の認定こども園数の修正という部分で若干修正となっております。大変申し訳ございません。

以上でございますけれども、資料の不足がございましたらお知らせいただきたいと思います。

それでは、議事に入らせていただく前に、議事進行の都合上、議事の次の第3番の報告事項について事務局より報告させていただきます。

3 報告事項

(1) 子ども・子育て支援新制度に関連した基準条例骨子案への意見と市の考え方について

(事務局：保育課管理係主査)

保育課管理係の齋藤と申します。それでは、報告事項1番、子ども・子育て支援新制度に関連した基準条例骨子案への意見と市の考え方についてということで、若干報告させていただきたいと思えます。

先日行いました子ども・子育て支援新制度に係る基準条例のパブリックコメント、市の考え方については、事前に委員の皆様には資料を送付させていただきまして、ご意見を伺っていたところですが、この場をかりてまた再度報告という形でさせていただきたいと思えます。

それでは、資料5のほうをご覧ください。去る6月の25日から7月24日ということで、1カ月間新制度に係る基準条例の案についてパブリックコメントを実施させていただきました。期間中に2名の方から2件のご意見をいただいております。いずれも家庭的保育事業の設備及び運営の基準に関する条例骨子案についてということでした。まず、1番をご覧ください。いただいたご意見は記載のとおりですが、食事の提供について食材の地産地消という部分にさらに旬の時期という部分を加えたらどうかというご意見でした。これについては、今回制定の条例案の中では、文言中で「地域で生産された食材の使用」というように表現しております。そこにはまた、地元の新鮮な食材を使用して食事を提供することにより、今どのような作物が旬なのかを理解するという意味が含まれているということから、骨子案のとおりとさせていただきたいという考えです。

次、はぐりまして2番をご覧ください。同じく家庭的保育事業ですが、非常災害の部分についてご意見をいただいております。内容は、火災報知機及びAEDの設置の義務化、義務づけることが必要ではないかというご意見でした。まず、火災報知機については、既に消防法等の関係法令におきましてその設置が規定されておりますので、この条例で定めるものではないと考えております。また、A

EDについては、法令等による設置の義務というのはないことから、条例で義務化するという事は考えていないというところですが、ただAEDについては1次救命処置として有効であるということですので、その設置については今後検討していきたいと考えております。

以上2件でしたが、全員ご意見を伺いまして、特にご意見等ございませんでしたので、案のとおり条例化の手続きを進めていきたいと考えております。これについての説明は以上です。

(2) 新制度における保育の必要性の認定基準について

(事務局：保育課管理係主査)

続きまして、資料6についてご説明いたします。

これも事前にお配りしまして皆様からご意見をいただいたものですが、改めてご説明いたします。現在保育に欠ける要件については、新潟市保育の実施に関する条例で定めておりますが、新制度におきましては保育の必要性の認定基準について、国が子ども・子育て支援法施行規則で規定しているため、現行の条例を廃止し、国の施行規則で保育を実施することになります。なお、この施行規則の中で1カ月の労働の下限時間を市町村で定めることになっております。現行の入園基準は1日4時間以上、週4日以上仕事をしているとしておりまして、月に換算すると64時間となるため、新制度での下限時間を64時間と定めたいと考えております。なお、現在64時間以上就労していても、1日4時間以上、週4日以上就労していない場合は入園できませんが、新制度におきましてはこの1日という言葉や週何日以上というものはなくなりますので、64時間以上であれば保育園に入れるということになります。また、64時間未満の就労の方については、3歳未満児については一時預かり、3歳以上児については幼稚園や認定こども園をご利用していただくこととなります。また、現行の保育に欠ける要件と新制度の必要性の認定基準の主な相違点ですけれども、現行が同居の親族等がいる場合は保育に欠けないとみなして保育園には入れないことになっておりましたけれども、新制度では同居の親族等は考慮せずに、保護者の状態のみで判断することとなります。また、新制度では継続的な求職活動、学生、虐待、DV、育児休暇中の兄、姉の保育が可能ということが明文化されております。なお、本市におきましては、現在もこれらの事由での入園は可能になっております。

以上です。

2 議事

(1) 子ども・子育て支援新制度移行に関連した各種条例(案)について

(事務局：保育課長補佐)

それでは、これより議事に入らせていただきます。小池部会長、進行よろしく願いいたします。

(小池部会長)

それでは、議事に入らせていただきます。

今回の議題は、子ども・子育て支援新制度にかかる量の見込みについてです。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：保育課長補佐)

本日は、子ども・子育て支援事業計画を作成するに当たり、幼保部会でも検討項目とされており、まず各事業の量の見込みとその確保方策について、各資料により説明させていただきます。

まず初めに、このたびの計画における量の見込み、その確保方策を定める目的について手短にご説明いたします。子ども・子育て支援法において、市町村は国が示す基本指針に則して5年を1期とした市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされております。その計画では、子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっております。市町村が子ども・子育て支援事業計画を作成する際には、各種事業の現在の利用状況を把握するとともに保護者に対する調査等を行い、それらを踏まえて子ども・子育て支援事業の量の見込みを推定し、具体的な目標設定を行うことが求められております。そして、これらに基づきまして子育て支援事業が各市町村において計画的に行われ、よりよい子育て環境の充実が図られることを目的としております。

以上のことを前提とした上で、このたびの計画における具体的な事業の目標設定を作成するため、まずは資料1によりまして、国より示されました目標値となる量の見込みの算出方法をご説明いたします。その後、具体的に本市における量の見込みと確保方策について、資料3及び資料4によりましてご説明させていただきます。皆様にはこの資料3、資料4に対してご意見をいただければと思います。

それでは、まず資料1をご覧ください。「国手引きによる「量の見込み」算出方法」という資料です。この資料は、今年の1月20日に内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室より出された事務連絡、「市町村行動計画に定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出等のための「作業手引き」について」の別添に当たります「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」、今後国の手引と呼びますが、これに基づいて作成してございまして、1ページ目には私たちが昨年の10月から11月にかけて行いましたニーズ調査をもとにして量の見込みを算出する方法が、事業を一覧にして記載しております。この幼保部会での検討事業は、一番上の1号に当たる部分ですが、教育標準時間認定、2番目の2号に当たる部分でございまして、保育認定①、保育認定②、それから3番目の3号に当たる部分ですけれども、保育認定③、それから4番目の時間外保育事業、それからちょっと飛びまして8番目の一時預かり事業の5つになります。

それでは、2ページをご覧ください。具体的な算出方法についてご説明いたします。まず、(1)として家庭類型の分類をします。子どもの父、母の有無、それから現在の就労状況から判定される現在の家庭類型に加え、現在の家庭類型に母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型を求めます。

3ページをご覧ください。父親と母親の就労状況をクロスさせますと、このような図になります。

4ページをご覧ください。これは参考までですが、先ほどの2ページの項目にてお示ししました母親の就労希望を反映させる過程を示したものでございます。例として記載してございますが、現在父親がフルタイム就労、母親がパートタイム就労である家庭で、母親がフルタイム就労の希望があり、それが実現できる見込みがある場合は、タイプCではなくタイプBという家庭類型になるということを説明したものでございます。量の見込みの算出にはこの潜在的な家庭類型を使います。つまり潜在的なニーズを勘案するということになります。

次に、5ページをご覧ください。事業の量の見込みの算出方法をご説明いたします。前提といたしまして、(1)の対象となる潜在家庭類型と(2)の対象年齢は事業ごとに異なります。(3)として利用意向と記載しております。対象となる潜在家庭類型、それから対象となる子どもの年齢の家庭について、利用意向率、つまり利用したいという割合、それから利用意向日数、つまり利用したい日数の平均を算出しまして、これを掛け合わせると利用意向というものが算出されるということです。

6ページをご覧ください。これらのことを前提としまして、量の見込み、ニーズ量の算出についてご説明いたします。今算出いたしました利用意向を用いるために、まずは平成27年度以降の推計児童数を算出します。

推計児童数については、申し訳ございませんが、少しページを飛ばさせていただきまして、10ページをご覧くださいと思います。今後5年間の児童数の推計を年齢別に算出しております。以降11ページ、12ページは各区ごとの算出になっております。

それでは、大変恐縮ですが、6ページにお戻りいただきまして、この推計児童数、表でいいますとaに潜在家庭類型の割合bを掛け合わせると、cとして家庭類型別児童数が算出されます。この家庭類型別児童数cと先ほど算出いただきました利用意向、dを掛け合わせて量の見込みを算出いたします。

ここまでご説明を差し上げてきましたが、イメージしづらいと思いますので、7ページからは具体例としまして平成27年度の中央区における時間外保育事業の量の見込みを算出する過程をご説明いたします。まず、国の手引により対象となる潜在家庭類型はタイプA、B、C、Eであり、対象となる子どもの年齢はゼロ歳から5歳と示されております。利用意向としましては、記載のとおりニーズ調査の回答結果より利用意向率が導き出されますが、国の手引では時間外保育事業について利用意向数の調査指定がないため、利用意向率が利用意向としての結果となります。やはり両者共働きの場合に利用意向率が高くなっております。この下のほうの表でございますが、長時間保育事業の実態に即した結果であると言えます。

それでは、8ページに移りまして、上の家庭類型別児童数の算出と書かれている表ですが、平成27年度の中央区におけるタイプA、B、C、Eの推計児童数、ゼロ歳から5歳の合計が、aの欄ですが、8,701人ですので、これを推計児童数とし、中央区におけるゼロ歳から5歳の子を持つ家庭の潜在家庭類型割合のうちタイプA、B、C、Eの割合にそれぞれ掛け合わせます。これにより家庭類型別の児

童数が算出されます。下のほうの表、ニーズ量と書かれている表に移りまして、それぞれの家庭類型別児童数に前ページで算出した利用意向を掛け合わせますと、家庭類型別のニーズ量が算出され、これを合計しますと平成27年度の中央区における時間外保育事業のニーズ量として、これはタイプA、B、C、Eの合計ですが、2,272人と算出されることとなります。各事業によりこの対象タイプや対象年齢が異なりますが、おおむね同様の流れにおいてこのたびのニーズ調査結果が算出されております。

9ページをご覧ください。区域の設定について記載しております。子ども・子育て支援事業計画におきましては、各施設や事業の量の見込みとそれに対する確保方策を定めるに当たり、その区域、国の基本指針では教育・保育提供区域と呼んでおりますけれども、これを定める必要があります。政令市である本市としては、その区域は8つの行政区を基本とすべきと考えております。ただし、事業によっては異なる区域を定めることも差し支えないとされておまして、行政区の設定では差し支えるものや広域で考える必要があるものについては、市内全域が提供区域になるものと考えております。次にご説明申し上げます資料3、4でその区域について記載が出てまいります。

では、ここから資料3と資料4をあわせてご覧いただきたいと思っております。資料2につきましては、資料3、4の説明の中で触れさせていただきます。具体的に本部会で検討する各事業の量の見込みと確保方策の方向性などについてご説明いたします。まずは、資料3の教育標準時間認定、保育認定についてです。資料3の1ページをご覧ください。縦のA3用紙のものでございます。1号認定の子どもが利用するのは幼稚園と認定こども園、2号認定の子どもが利用するのは保育所と認定こども園、3号認定が利用するのは保育所と認定こども園、そして地域型保育となります。それぞれの簡単な内容は上部の項目、事業概要にて記載しております。

次に、量の見込みの算出方法をご説明いたします。次の項目の算出方法のところをご覧ください。利用する指標、つまり対象タイプ、対象となる潜在家庭類型、対象年齢、利用意向率に関しては異なりますが、先ほど具体例を挙げてご説明いたしました純粋な国の手引に基づく算出経緯と同様に量の見込みを算出しております。1号認定、2号認定、3号認定のそれぞれの対象タイプ等は、縦に大きく枠を使わせていただいている「国、「基本指針」の参酌標準、量の見込み算出の「手引」」の項目1番、2番、3番、4番になります。これらにより純粋に国の手引に基づいて量の見込みを算出したものが、次の項目である下の表の量の見込み（案）の右側のほうの列になりますが、推計値となっておりますが、その各年度の上段ですが、国の手引欄に記載されている数字になります。皆様にはこの結果を評価していただきたいのですが、その際に参考となるのが表の左側の列の実績値になります。まずは、事務局案を考慮せず純粋に国の手引に基づいて算出した数字を評価いただきたいのですが、各年齢において、特に3号認定に当たるゼロ歳児家庭のみという欄があります。その推計値が平成25年度から26年度において、855人から972人ということで、入園児童数の増加率は約1.14倍となっておりますが、このたびの推計値を純粋に受けとめると、平成26年度から27年度増加率、つまり972人から国の手引の3,749人ということになりますと、増加率が3.86倍と約4倍になります。これは、来年度の

4月から今年度よりも4倍のゼロ歳児が入園することを意味しております。1、2歳児に関しては、ゼロ歳児ほどではないにしても、実績値よりも推計値が上がり過ぎとなっております。1号認定に当たる3から5歳児は、実績値よりも推計値が大幅に下がっています。2号認定に当たる3歳から5歳児に関しては、実績値よりも推計値が下がり過ぎという結果となっております。1号認定に関して、実績値では平成24年度から平成25年度で約200人減少しており、平成25年度から26年度で約100人減少しているものの、国の手引による推計値のように平成26年度から27年度で1,000人以上減少することは、現実的ではないと考えます。2号、3号認定に関してですが、これらの推計値を採用し、このたびの事業計画を作成した場合、この数値を目標とした確保方策をとることとなるため、概算ですが、従来どおり施設整備補助金事業に定員確保を行いますと、近隣実績額より10倍近くの額として約69億円の施設整備が必要になるという計画上の目標になります。ですので、この推計値が正しく来年度以降需要として反映してくるのであれば問題ないのですが、余りに実績値から乖離した推計値であるため、今後の保育事業への影響を考慮しますと、このたびの値を採用することは現実的ではないと判断できます。また、ほかの市町村においても純粋にこの国の手引を用いた場合同様の傾向が出ていることと、またその際に各市町村の状況に応じた適正な補正が図られていることから、本市におきましてもこのたびの推計値を補正することとし、それに関する補正方法を次にご説明申し上げます。ただし、その際に用いる補正方法は、国により示された補正方法を用いることとしております。

それでは、事務局案としての補正方法をご説明いたします。説明の都合上、保育認定に当たる2号認定、3号認定から説明いたします。項目、「算出方法」の表の下の「新潟市事務局案」をご覧ください。補正方法というものは、前提としてまず初期に示された手順で物事を進めた結果、不都合な状況に陥って初めて用いるものですので、このたびの推計作業においても同様に、まずは一度純粋に国の手引どおりに推計値を算出することといたしました。その結果、余りに現実的でない推計値が算出されたため、補正という手法をとらせていただいたという経緯になります。

それでは、その国により示された補正案をご説明いたします。新潟市事務局案における、2つ目の白い丸のところをご覧くださいと思います。2号認定、3号認定におきまして補正することと判断したことを明記しております。そのすぐ下の黒丸に記載してあります国の事務連絡は先ほどからお伝えしております国の手引を指します。その下の中点、2号認定に当たる3から5歳の保育の必要性があると認定される子どもの補正について記載してございます。2号認定に関しましては、国の手引内に認定こども園及び幼稚園である1号認定、幼児期の学校教育の利用希望が強いと分類される2号認定、そして認定こども園及び保育所に分類される2号認定の数は、現在幼稚園または認可保育所を利用している新潟市に居住する3から5歳の子どもの数と同じか、それを上回ることが基本であると考えため、これと異なる結果となっている場合には適切な補正が必要と記載されております。これは、つまり全国的な傾向として3から5歳児のほぼ100%に近い人数が幼稚園や保育所等の施設に入園している実態がありまして、本市においても今年度において3から5歳児の98%が幼稚園や保育所等

を利用している実績があるのに、このたびの推計におきましてこれを下回る結果が生じたときは、実情に合わせるよう適正に補正しなさいということを示しております。このたび純粋に国の手引どおりに推計を行った結果、87%しか施設に入園していないという量の見込みとなりましたため、これは1号も含めてですが、実態を反映させるよう補正を行っております。

次に、2つ目の中点も国の手引内において補正案として示されている方法になります。国の手引では、基本指針を踏まえ、育児休業法における特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に当たってゼロ歳と1、2歳の量の見込みを調整することも考えとしながら、ニーズ調査結果において母親の希望の時期に職場復帰しなかった理由が希望する保育所に入るためと回答したものの割合、これが育休明けの利用意向率というものですが、それを算出し、家庭類型別児童数に掛け合わせますと、育休明けの利用意向の児童数というのが出る、そういう補正案を示しております。これはつまり、新潟市事務局案の中でも記載しておりますが、まず本来であれば子どもが1歳になるまで育児休業を利用したいという希望がありながら、希望の保育園に入園するため希望よりも早く育児休業を切り上げた方の割合を算出し、その割合を利用意向率から控除するという補正案になります。

次に、黒丸の大きい丸の新潟市事務局案の一番下のところでございますが、先日の7月10日付で国より示された補正方法になります。これに関しては、国の手引内で示されていた補正案のみではこのたびの純粋な量の見込みを補正するには不十分であると国が判断した上で、別途全国的なニーズ調査の実態を調査した上で国より示されたものとなっております。これは参考資料として、国資料をそのまま資料2として皆様に事前にお配りしております。国が推計のノウハウを持っている者向けにこのたびの推計作業委託業者向けに作成したものであるため、非常にわかりづらい内容になっておりますので、簡単にご説明いたします。資料2の2ページ、2番のゼロ歳児保育の量の見込み、I、対応案の全体像の表をご覧ください。一番上の欄、1つ目の補正案は、このたびの純粋に手引に基づく量の見込みには、育休に入っているため施設を利用しない方も需要として反映させてしまっているため、これを控除する補正案となっております。具体的には、政令指定都市における平均的な育休の取得率が国より示されたため、それを根拠として補正值に反映させております。上から2番目の欄ですが、2つ目の補正案は、国の手引の中でも示されておりましたが、保育施設が充実していれば育休を継続していた者の割合を算出し、その割合を控除し、補正值に反映させるというものです。先ほどの手引のほうでは方向性のみ示されておりましたが、この通知によりまして計算式を別途示されております。上から3番目の欄、3つ目の補正案に関しては、ニーズ調査における1年以上の育休取得者には、本来1歳到達時に保育施設を利用したかったが、利用施設がなかったため育休を延長した可能性があるとして、その割合を控除し、これを補正值に反映させるというものです。最後になりますが、一番下の欄、4つ目の補正案として示されておりますのは、これまでの補正值に年度途中での入園児童数の増加を考慮するための補正案が示されております。以上の4つの計算式等で、国により別途示された補正方法になります。いずれも推計委託業者が勘案し、プログラム化した上で総合的に用いるレベ

ルの補正方法であるため、この場で推計過程における具体的な議論を行うものではございませんが、国により示された補正方法であるため、信頼性のあるものとして本市における補正過程に取り入れることといたしました。

続いて、1号認定に関する補正方法の概要を説明いたします。初めに、国手引による算出方法では1号認定の幼稚園、認定こども園の利用者と2号認定の幼稚園利用者を分けて算出しておりますが、2号認定の幼稚園利用者は実際の取り扱いは1号認定になりますので、1号認定に一本化してあらわしております。前述のとおり、国の手引による推計値は実績値よりも大幅に下がっております。そのため、2号認定と1号認定の合計、つまり3から5歳で幼稚園、保育園、認定こども園等のいずれかを利用している子どもの合計について、実績値では98%ぐらいになるところ、国の手引による推計値では約87%ほどになってしまいます。家庭のみで保育をする家庭がそれほどふえることは考えがたく、国の手引でも2号認定と1号認定の合計が実績値を下回る場合は補正が必要との説明があります。そこで、3歳から5歳で幼稚園、保育園、認定こども園等のいずれかを利用している子どもの割合を平成26年度の実績値と同じとして2号認定と1号認定の合計を算出し、先ほどご説明したとおり、算出した2号認定の推計値を差し引きして1号認定の推計値を算出することといたしました。その結果が項目、「量の見込み(案)」に示されている右側の欄、推計値における各事務局案の数値になります。また、区ごとの結果につきましては、資料3の2ページにそれぞれ区ごとの数値を載せてあります。補正結果についてですが、国により示された補正方法であったということ、また推計委託業者がほかの自治体においても子ども・子育て支援事業計画の量の見込み、算出を手がけている実績のある業者であり、そこで用いられた各種ノウハウを有しているということ及びこれらの補正案を取り入れた結果、これまでの実績値に近い数字が得られましたので、適切な補正であると判断し、この補正值を採用し、確保方策を検討することといたしました。

これからが本題となるわけですが、次に実際に事業計画において目標値として記載することとなる確保方策についてご説明いたします。資料4をご覧くださいと思います。今までご説明をいたしました資料3の各記載内容を用いて、事業計画のイメージ案という形でまとめたものになります。まずは、資料4の1ページをご覧ください。こちらには、資料3でも記載しておりました各事業の説明概要を記載しております。

次に、資料4の2ページ、3ページですが、こちらには新制度における1号認定である現在の幼稚園の利用者の現状を、4ページ、5ページには2号、3号と分類される保育園の利用者の現況を記載しております。

次に、6ページ、7ページには計画年度ごとにおける全市、各区の量の見込み、それに基づく確保方策を記載しております。この6ページ、7ページは、国により示された事業計画記載案に基づき、確保値のみを記載しており、またA4用紙2枚にわたり、見づらくなっておりますので、同様の内容ですが、補足記載等を行った資料を、資料3の3ページにA3横の用紙1枚にまとめたものを添付し

ておりますので、そちらをご覧くださいと思います。こちらに関して、先ほど本題であるのご説明いたしましたが、1号、2号、3号認定の量の見込みは、それぞれ実績値として定員が定められておりますので、確保方策については単純に差し引きで目標値が算出されることとなります。差し引きがプラスになれば、その分施設整備等で定員を確保しないとイケないということになりまして、また差し引きがマイナスとなれば、現在の定員で今後の需要に対して対応できるということになります。量の見込みに基づきまして支援計画策定が指定されているほかの支援事業とは異なり、シンプルに目標値が算出できることとなります。

それでは、簡単ですが、資料3の3ページの表の見方をご説明申し上げます。一例として、ちょうど表の中心付近にある、平成29年度の中央区の欄をご覧ください。1号認定の列に関しては2,500人需要があります。その下にある2,973人は定員に当たります。2,500引く2,973という単純な差し引きにより、マイナス473という数字が算出され、これはつまり需要に対して473人分定員に余裕があるということになり、29年度に向けての教育分野での定員確保方策は必要ないということになります。

次に、2号認定、3号認定についてです。3号認定が国の区分けに基づきましてゼロ歳と1歳、2歳に分かれているため、3列になっております。同じく、平成29年度の中央区の欄をご覧くださいと思います。まずは、上段からですが、①の量の見込みで4,091名の需要があり、各歳ごとの需要を量の見込みに算出しているため、下段に内訳として記載しております。次に、②の定員の見込みとして3,969人という平成29年度の定員見込みであり、これを上段の需要、つまり必要割合に即して案分しますと、下段のような内訳が算出されます。そして、3列それぞれ差し引きをし、合計した結果が122人という結果になっております。これは、平成29年度では2号、3号認定における保育需要に対し、定員の122人分足りないということになり、その内訳の目安も算出しているため、前年度である28年度までには122名分の増が見込まれる定員確保事業を行うことが目標値となります。これと同様な見方を各年度、各区で行うことにより、目標値を設定していくということがこの資料3の3ページの表になります。

簡単ですが、区ごとの傾向を概観しますと、一番上が全市ですが、その下の北区及び一番下の西蒲区などにおきましては、マイナスを示す▲が多く見られます。これは、定員に余裕が見られるということで、また今ご説明しました中央区、あるいはその上の東区、それから下から2番目の西区などに関しましては、しばらく定員増を行う必要があると考えております。

以上で教育標準時間認定、保育認定についての説明を終わります。

次に、時間外保育事業についてご説明いたします。きょう机上のほうに追加配付させていただきましたが、資料3—1をご覧くださいと思います。(4)、時間外保育事業ということでございますが、上部の項目、事業概要に記載しておりますが、本事業は11時間の開所時間を超える保育需要へ対応するため、11時間の開所時間前後の時間におきましてさらに30分以上の延長保育を実施するというものとなっております。

次の項目、算出方法では量の見込みの算出方法について記載しておりますが、こちらに関しましては先ほど資料1において具体例としてご説明いたしましたので、割愛させていただきます。量の見込み（案）に関してですが、新潟市事務局案にありますとおり、国の手引により算出された推計値を採用し、これに基づき確保方策を設定いたします。

次に、確保方策についてご説明いたします。資料4の8ページをご覧ください。こちらは、先ほどご説明いたしました教育標準時間認定、保育認定と同様に、資料3での記載内容を用いて事業計画のイメージ案となっております。

資料4の9ページでは時間外保育事業の確保方策について記載しており、新設園も含め、引き続き全園で18時以降開園してまいります。

次に、幼稚園の預かり保育についてご説明いたします。幼稚園の預かり保育につきましては、資料3の4ページ、5ページを、あわせて資料4の10ページをご覧くださいと思います。事業概要ですが、本事業は幼稚園におきまして在園児を対象に教育時間の前後にも預かりを行うというものでございます。算出方法、量の見込みですが、国の手引による算出方法では1号認定の利用と2号認定の利用に分けて算出しております。1号認定の利用は、1号認定と考えられる家庭における不定期事業の利用希望から量の見込みが算出されています。つまり通常保育の必要性がない家庭で、例えば冠婚葬祭の際に利用するような場合です。2号認定の利用は、保育の必要性が認められる2号認定の家庭類型でありながら、幼稚園を利用するという家庭における母親の就労日数が量の見込みとされています。国の手引による算出方法では、区ごとに算出した場合母数が少なくなってしまう、例えば5ページの下から3つ目の欄、南区の欄の一番上のところがございますが、1号認定の利用がゼロ件になってしまうなどの支障がありますので、次のとおり補正をいたします。1枚戻っていただきまして、事務局提案の補正方法では、幼稚園の預かり保育に関するアンケート調査と私立幼稚園の新制度への移行に関する意向調査及び、前にご説明しましたとおり算出した1号認定（2号認定の幼稚園利用者を含む）の数から量の見込みを算出しております。なお、幼稚園の預かり保育に関する調査は、昨年幼稚園の保護者を対象にアンケートを行ったもので、幼稚園の新制度への移行に関する意向調査は、ことし私立幼稚園を対象にアンケートを行ったものでございます。

具体的な補正の方法は、初めに預かり保育に関する調査の結果から就労による預かり保育の利用率を算出し、1号認定児童数から利用者数を算出するというものです。その利用者数について週当たり平均利用日数の4.5日及び、年換算するため、52週を乗じて年間の延べ利用数を出しています。その後、意向調査では1日当たりの預かり保育の利用者数と利用頻度の高い児童数を聞いておりますので、その結果から定期的な利用に対する不規則な利用の比率を算出して、先ほどの方法で算出した就労による平均的な利用の数値から不規則な利用の数値を算出しております。補正結果の検討でございますが、補正結果の検討の参考になる実績値につきましては、新潟県が6月と10月に集計している結果から積算して算出しております。量の見込みの実績値と推計値のところの平成27年度のところになり

ますが、実績値よりも推計値のほうが高くなって出ていますが、全市での定期利用と不定期利用の合計の数値における実績値、16万7,916人と推計値の平成27年度の欄、18万8,471人の差、2万555人を1日当たりに換算しますと87.8人となり、市内の実施園は41園ありますので、1園につき2人弱の増加という数値でございます。

次に、確保方策ですが、資料4の10ページご覧いただきたいと思います。資料4の10ページにおける項目のところ、真ん中あたりですが、今後の方向性・目標事業量において確保方策を記載しております。量の見込みに対する確保の内容が空欄になっておりまして大変恐縮ですが、ここは量の見込みと同じ数字が入ります。大変申し訳ございません。こちらには私学助成による預かり保育、市町村事業の預かり保育の幼稚園型、幼稚園の認定こども園化により提供体制を確保していくことで量の見込みを確保していきたいと考えております。

次に、保育園の預かり保育についてご説明いたします。保育園の預かり保育につきましては、資料3の6ページ、7ページ、資料4では11ページ、12ページをご覧いただきたいと思います。事業内容でございますが、本事業は家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行うというものです。算出方法、量の見込みについてですが、国手引による算出方法では、全ての家庭類型のゼロから5歳を対象に不定期事業の利用意向に回答した者のうち、利用したいを選択した者の割合と利用意向日数から量の見込みが算出されております。国の手引による算出方法で出た数値は、国手引の上段の数値は実績値と大きく乖離しております。それによりまして、補正をかけております。その補正方法ですが、保育園などの一時預かりの利用者数は未就園児が主であるため、対象を全ての家庭類型、年齢ゼロ歳から2歳とします。この対象数に不定期事業の利用意向で利用したいを選択した者の割合と保育園での一時預かりとファミリーサポートセンターを利用している者の平均利用日数、約8日に乗じて算出しております。確保方策ですが、新設の保育園、認定こども園等で実施するとともに、拠点園の施設数、利用日数の拡大を図り、対応したいと考えております。また、ファミリーサポートセンターでの預かりの拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上、長々と説明して大変申し訳ありませんでした。以上で私の説明を終わります。

小池部会長、よろしく願いいたします。

(小池部会長)

ありがとうございました。

量の見込みということで、数字がたくさん続く資料になっていましたが、ただいまの事務局からの説明について質問や確認事項、ご意見があればお願いしたいと思います。

(梅坂委員)

最後の説明の幼稚園の預かり保育、保育園の預かり保育って表現されていますが、1号認定とか2号認定と言っていたほうが、新しく境目のない新認定こども園を目指すものとしては表現がち

よっと違い過ぎるんじゃないかなと思いました。

もう一つ、数の推計なんですけど、幼稚園の預かり保育は正規の事業の前後という説明があったと思うんですが、保育日数が基本的に今幼稚園と保育園では、100日までいきませんが、相当の日数の違いがありますと。そうすると、我々幼稚園で預かり保育というのは、ここをどういう方向でいくかは別としまして、通常の1号認定のほうは夏休みというのがありますと、例えば20日あったとしますと正規の事業というのではないわけですよ。それも数にちゃんと数えてありますかという質問なんですけど。想定されていないんだったら、もう一回そこを補正されるか、どういう考え方でいくかをちょっと。

(小池部会長)

1点目の預かり保育のところの表現については、事務局から説明を。

(事務局：保育課運営係長)

これは、国のほうで言っている預かり保育が、1号認定が利用する預かり保育とか、2号、3号が利用する預かり保育という考え方ではなくて、場所を示しているので、1号とか2号、3号という言葉が使えないような状態です。

(小池部会長)

それは、もう枠組みになっているんですか。

(事務局：保育課運営係長)

保育園での預かりというのも、実際使われるのは保育園に入っていない方、ゼロ、1、2歳が多いので、何号にも認定されていない方が利用されるので、場所をあらわしているにご理解いただければと思います。

(梅坂委員)

従来の保育園型一時預かりということなんですか。

(事務局：保育課運営係長)

そうです。保育園などというのは、保育園やファミリーサポートセンターなどを利用した預かり保育で、幼稚園の預かり保育というのは幼稚園で行う預かり保育ということです。

(梅坂委員)

いや、結局それが今度一緒になるわけですから。

(事務局：保育課運営係長)

国のほうで区分しているものですから、同じように確保方策を考えています。

(小池部会長)

1点目はそういうことで、2点目のご質問は、幼稚園の預かり保育の日数に、いわゆる教育時間だけの子どもたちが夏休みとか、要するに教育をやっていない時期があると、そういうところでの保育をカウントしているかどうかという話ですね。

(梅坂委員)

はい、そうです。

(小池部会長)

このあたりは入っていますか。これは、新潟市の事務局案のほうでは、アンケート調査の結果をもとに分析されているということなので。

(事務局：こども未来課主事)

こども未来課の金子と申します。

52週ということで、1年間通しての換算にはしているんですが、意向調査の際、ニーズ調査の中では平日の利用が想定されていると思われますので、長期休業中の利用人数がまた増えるということで、いただいたご意見をもとに一度検証をしたいと思います。

(梅坂委員)

じゃ、含まれているという。

(事務局：こども未来課主事)

1年間ということで、概要の説明では教育時間前後ということになっていたんですが、実際には年換算52週ということで、1年通しての数となっております。

(小池部会長)

ありがとうございました。

それでは、そのほかご意見ありますか。

(梅坂委員)

量の見込みのところ、国の基準とゼロ歳児は3倍という開きが出ていると思うんですが、国も幾ら何でもとんでもない数字を単に間違えたわけではないんでしょうけど、どういうご見解でいらっしゃいますでしょうか。後からそういう補正なんかが出ていたというのはわかりますが、それにしても余りにも最初違ったというのは、何か意味合いがあるんじゃないでしょうか。

(平澤委員)

部会長、ちょうど関連するんでいいですか。

(小池部会長)

はい。

(平澤委員)

梅坂委員が言われたのと同じで、一番最後のご説明があった資料3の6ページですが、この量の見込み案の推計値で27年度から31年度までは、国の手引と事務局案がこれだけ乖離していれば、同じようにやっぱり疑問を持ちましたんで、どんなふうに理解すればいいのかなということだけご説明をお願いしたいと思いますけど。

(小池部会長)

そうですね。何か事務局でご説明されますか。

(事務局：保育課長補佐)

あくまでも国の純粋な手引の中で潜在的な需要ということで、今回ニーズ調査の結果をそのまま反映させているというもので出てきた部分だと思うんですが、ただ今までの新潟市の実態とは若干合っていない部分があるということで、これは全国的にも同じような傾向が出ていまして、各市で補正をかけているところです。

(梅坂委員)

じゃ、新潟市独自の差でなくて、全国的な差なんで、国の推計の方法がどっちかといったら甘かったというほうなんですか。

(事務局：保育課長補佐)

はい、そうだと思います。

(田巻委員)

ちょっと今のところで補足をさせていただきたいんですが、今の件ですけど、3の6ページの推計値のところでの平成27年度以降、31年度までの上段の国の手引と事務局案がもう桁が違うぐらいずれ違うと。それで、僕が理解したのは、さっきのご説明だと、一番のこの数字の乖離の原因が国が対象をゼロから5歳児としていると、それを市ではゼロから2歳児としたという、そこが一番大きな数字の乖離の原因なのかなと。その辺はどうなんですか。

(事務局：保育課長)

基本的に先ほど申し上げたように保育園の一時預かりは、家庭にいる方が使われている部分が多いです。3歳から5歳児は大体は施設、どちらかに通っている子どもたちが多いということで、家庭にいる未就園児が使われている部分が多いという状況を反映させた補正を一時預かりについてはしたということです。

(田巻委員)

それにしても、大きいよね。

(事務局：保育課長)

項目によっていろいろだと思います。確かにおっしゃるように、一時預かりの保育園のところは、年齢の幅を下げたということでの影響ももちろんあると思うんです。それにしても乖離は大きいと思います。

(小池部会長)

ゼロ歳児が私は一番びっくりしたんですけど。これだけニーズが出てくるとはちょっと考えられないという。

そのほかご意見、ご質問等いかがでしょうか。

(大山委員)

横尾委員のほうに聞きたいのが、ファミリーサポートは、実際にやっぱりゼロとか2歳までの、そういうお子さんの利用数って増えていますか。

(横尾委員)

そうですね。増えております。

(大山委員)

2歳から5歳児はそう手はかからないが、病氣的な部分とかいう部分で非常にやっぱりゼロから2歳の間のお子さんを預かる際には、それなりの神経的に使う部分が大きいかと思うんですが、今後の見込みとして、市としてはファミリーサポートセンターもどんどん、どんどん拡充していこうということなんですが、その支援者といますか、そういう方々の養成も含めて大丈夫なのか。その辺はどうですか。

(横尾委員)

私どもで一番今内容として多いのが、保育園の送迎が一番多くなっています。年齢は、幅広がっていますけれども、そのための提供会員の確保ということで、今こども未来課さんと一緒になって周知を図っているところと、研修体制を各区で開催するようにしたり、入会説明会を各区で今展開しております、確実に増えてきてはおります。

(大山委員)

またこの26年から27年、どんどん、どんどん見込み数が非常に上がっていくんで、本当に大丈夫なの。

(横尾委員)

そうですね。

(大山委員)

加えてこれ、市の方はプラーカのスマイルランドとか、なかなか古町とか、その辺もやっぱり利用するとかというのは増えているんでしょうか。多分ほかの保育園の全園でやっているというか、私が聞くところではもう手いっぱい、本当に認可園さんの一時預かりというのは、突然きょう言われても困るというようなのが実態みたいなもんですから。そうすると、市がやっているプラーカとか、なかなかとか、そういうところにならざるを得ないと思うんですが、ある程度地域性というものがあって、偏っているかと思うんで、じゃ本当にしたい西区の方はそこまで行くのかというと、どうなのかなというのがあるので、やっぱり一番いいのは、各区の何かそういった拠点みたいな、支援センターみたいなところで増やしていかないと難しいのではないかなというものは、私感じているんですが。その辺は、1万4,000人増えるというところで大丈夫なのかなというのが非常に心配している部分ですが、どうなんでしょう、プラーカとか、その辺の実態と、あと今後対応みたいなのは。

(事務局：保育課運営係長)

プラーカとなかなか古町もいっぱいいっぱい感じなので、そこでこの人数を確保しようとは考え

ておりません。やはり保育園の拠点園になりますと専任の保育士を配置してもらえますので、拠点園を増やしたり、あとはやはりファミリーサポートセンターでの利用を増やしてと考えております。

(小池部会長)

拠点制度が、新潟市さんはきちんと1人、人をつけて場所も確保するという方法をとっておられるのは、それは多分ほかの市さんと違って、きちんとそこで一時預かりの受け皿も、人と場所を確保しましょうということだと思いますが、まずそこにもう少し頑張ってくださいとか。やはりふだん保育をされている中で、1人慣れない子が来るというのは、受け入れられる先生方も非常に大変だと思いますので、その担当の人が1人ついていてというのは、それだけでも大きなことであるというふうに思います。今順次拠点園も増やして下さっているという状況なので、そこも含めて、この確保方策のところでは実施していければいいのかなというふうには思います。

(平澤委員)

今のこと、私もそのとおりだと思うんですが、拠点園も出発当初から見れば相当数も増えて、今40ぐらいですか。最初は、ほんの1桁ぐらいから始まって、拠点園が本当に珍しくて、まさに拠点園だったんですけど、今は拠点園というよりも、さらに数が増えましたんで、それはいいことなんですけど、ただ今話題に出ているように、専用のスペースと、部屋と、それからスタッフということで、特にスタッフの面で、通常の保育でもなかなかスタッフが充足されないというふうな厳しい現実があります。そういったことも解決していかないと、今言ったようなことが遂行できないということをやっぱりよく考えた上で、うまく検討、対策が必要かなという感じがいたします。そして、たしかこの一時預かり云々は長谷川市長時代からスタートしたわけなんですけど、当初はやっぱりなかなか浸透しなかったんですけど、だんだん、だんだん浸透して、ニーズがあれば受ける、だけど受けられないという事情があるときにはやっぱり受けられないわけで、そのために拠点園があるわけなんですけど、だんだんとにかく浸透してきましたので、流れとしてはいいんですが、とにかく一番大きなネックはスタッフの確保かなという感じがいたしますので。特に今部会長も言われたとおり、ふだん来ていない子どもを預かるわけですから、そこには大変なスキルとか、ノウハウが必要だということをやっぱり十分に考えた上での効果的な対策が必要だと思います。

(小池部会長)

貴重なご意見ありがとうございます。

(田巻委員)

ファミリーサポートですと、前にもお話ししたと思うんですが、うち家内がごく初期からやっています、預かる側の養成は、各区ごとですか、今は。

(横尾委員)

今は年4回やっております。

(田巻委員)

実際の利用は、基本的なところで、どうも何か預けたい人と預かれるよという人の、区による違いもあるのでしょうか、ミスマッチというのか、時間帯がなのか、基本的にはファミリーサポートというのは、利用したい、預けたい側と預かりたい側が徒歩圏内ぐらいの近いとこというのも前提なんですよ。

(横尾委員)

はい、そうです。

(田巻委員)

そうすると、僕んちの場合は駅裏ですが、その辺に預けたいという人がいなければ、預かれますよという人がいても、現実問題うちの家内のところには、提供できたのがスタートして2年くらいで数件ということなんです。だから、その辺が何かうまく、僕の周りでもやりたいんだけどという、あるいはやっている、同じようにその資格を持っているんだが、なかなか話がなくてという、その辺の実態というのを、ちょっといい機会なので、差し支えない範囲で結構ですので、教えていただければというふうに思ったんですけど。

(横尾委員)

数値的なものは、戻ればちゃんとあるんですけども。例えばおっしゃる中央区に関しては、何かあったときに預けたいという方が一番多い区なんです。一番多いんですが、利用としてはそんなに多くないんです。安心のために確保しておきたいということで登録をする。というのは、やっぱり転勤族の方とかが多いので、転勤されるとまずはファミサポに登録をし、近くに頼れる人がいないので、いざとなったときというので、保険みたいなもので、実際に使う回数は西区、東区が多いです。

(田巻委員)

ああ、やっぱりね。

(横尾委員)

はい。そのマッチングも、確かに中央区の方は夕方が非常に偏っておりまして、預かりとかお迎えですね、そちらのほうの依頼が多いので、あとその時間帯、ちょうど自分のところも食事をつくらなきゃいけないという方とは余りマッチングはできないというところが実際のところでしょうか。なかなかうまく合わせることができない。

(田巻委員)

預けたいんだが、うまく今のところでマッチングする、預かれるという人がいないから、断っているみたいな状況ではないのでしょうか。

(横尾委員)

今のところ、お断りすることはほぼないです。ただ、せっかく事前打ち合わせをしてつながったのに、活動がないという方は、申し訳ないですが、いらっしゃいます。これは、もう利用される方のご都合になりますので。

(田巻委員)

そうですね。わかりました。ありがとうございました。

(小池部会長)

量の確保をしていこうという中で、多分それに伴って、今の議題であったような細かいことというのはいろいろ出てくるかと思いますが、そういうことも含めながらこの量の見込みと、そして確保方法についてこの方向性で進めていきたいということですので、皆さんよろしいでしょうか。

(大山委員)

一番大きいのは、この資料を見ても多分一時預かりの部分の差だけなのかなと、ほかは大体もうある程度今の現状の内容でいけるのではないかなと思います。その辺、もう一回ちょっといろいろ対応策をお考えいただけたらなど。

(小池部会長)

わかりました。その点についてはまた事務局と一緒に考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

4 その他（事務連絡等）

(小池部会長)

それでは次に、その他とありますが、事務局のほうお願いいたします。

(事務局：保育課管理係主査)

その他連絡事項ということで、次回の日程についてだけご連絡いたします。

次回、平成26年度の第3回ですが、10月6日、月曜日の13時30分から同じこの対策室3という部屋で予定されておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうからは以上です。

委員 これは、もう決まっていたよね。

そうです。先日ご案内のとおりです。確認のためでした。

(小池部会長)

ありがとうございます。

それでは、その他ございましたらお願いいたします。

(丸山委員)

丸山です。資料をちょっと配りますので。

幼稚園協会のほうでまた検討していただきたいなと思ひ、こうさせていただきます。幼稚園から5つの項目について挙げさせてもらいましたが、絡んでいるところもありますので、説明させていただきます。

1、定員数の設定についてということですが、幼稚園は、10月1日から受け付けが始まります。も

う既に募集の案内とかを出しているんですが、新しい制度に移行される園の方が、1号認定と2号認定の定員を設定するという形をとらなきゃいけないんですけども、実際本当にその定員、1号何人、2号何人というような形で、とって設定が難しいということで困っております。なので、その辺の定員のとり方というところをもうちょっと考えていただきたい。あと1号から今度入園していて、新制度に入ってから働いていなかった人が働くようになったとか、またその逆もしかりですけども、そうすると1号認定が2号認定になると、市のほうのまた負担も増えてきたりというトラブルもありますので、そういったところをもうちょっと行政の方からしっかり示していただきたい。あと認定こども園の、応能負担ということですので、保育料の設定を幾らにするのかということ、幼稚園は各園もう保育料幾らですというような形で各園設定しているんですが、この制度においては保育料を市が定めるという部分がありますので、そこもはっきりしていないというところがありますので、その辺を早く対応していただきたいなと思っております。

2つ目のところが、今度現在保育所で行われている父母負担軽減のための市単独補助金は、今後2号認定についても行われると思います。支援制度における1号認定の子どもたちにも、2号認定の子どもたち同様、同率の負担軽減がなされるべきですということですが、1号認定の子どもは一応法定価格では2万5,700円という形です。2号認定の子どもと1号認定の子どもで、2号認定の子どもは市からの補助金が幾らか入ってくるわけですが、1号認定の子どもには全くないわけなんです。同じ施設に通っている間でも、2号認定の子どもは給食費とかの補助金が入ってくるんですが、1号認定の子どもに関しては実費というような形で保護者負担がそのまま上がってくるというふうになっておりますので、1号認定の子どもたちについても今の保育制度の2号認定に当たる子どもたちと同じ同等の率での負担をお願いしたいなというところが1つありますので、その辺も対応していただきたいなと思います。

また、来年度から新制度で新しいスタートをするわけですので、保育課とこども未来課というわけではなくて、新制度に何か合った課を、担当部局をつくっていただきたい。そういう方向ではお話は流れているというのは聞いていますが、保育園は委託事業でありますし、今度新制度に乗ってくるころはまた委託事業ではないので、考え方も微妙にちょっとずれてくるというところがありますので、そこは間違いのないような形で制度設計していただきたい、部局をつくっていただきたいと思っております。

ということですので、その下に行きますけど、私立幼稚園理解についてとあります。新制度に向い今までのこの制度の流れを見てみると、どうしても福祉的な流れの中にこの今の制度が乗っているんですが、そんなことがなくて、就学前の子どもたち全員がその制度の中でしっかりと事業者のほうからサポートしていただけるような部局をつくって、その制度で運営していただきたいなと思っております。

最後になりますけれども、幼稚園募集について、もう本当に1日から始まりますが、行政のほうか

らはこの詳しい説明が一般のお母さん方に、これから入園を考えているお母さん方にアナウンスがされていない、情報提供が少ないという部分があります。各園でなかなかこの制度を理解しきれていない園も多いので、その辺間違いのないところでのちゃんとした制度を新潟市のほうからアナウンス、情報提供をしていただきたいなと思っています。実際各園の先生方が今度保護者に向けてどう話しをしていいのかというのを本当困っている話がたくさん入ってきていますので、早い対応をお願いしたいと思っています。

以上です。

(小池部会長)

ありがとうございます。本当にもう制度が来年度から動くということで、時期的にも非常に近くなっている中で、実際に利用されている方たちや、園を運営されている方たちが本当に滞りなくしているようにしていくのが大事ななと思いながら話を聞いていたんですが、この要望書についての扱いは、事務局と一緒にちょっと検討させていただくという形で、今ここで直接すぐにお答えという形じゃなくてもよろしいでしょうか。

(丸山委員)

はい。

(小池部会長)

ありがとうございます。それでは、ちょっと預らせていただきまして、どのような形で答えさせていただくかというのを検討させていただきたいと思います。

(平澤委員)

よろしいですか。

(小池部会長) はい。

(平澤委員)

今丸山先生から出されたのとは直接関係ないんですが、ただ裏面の一番最後のところで、私もこれから出る、出ないとかかわらず、きょうお願いしようと思ったんですが、昨年ぐらいからもう中央に行きますよね。支援制度については、早い段階からもう早目、早目に保護者に説明をしなさい、してくださいと言われるわけですが、説明が材料が、情報が不足してできないわけです。8月に至った現段階においてもなかなか保護者に説明ができないと、こういう声が園長の中でやっぱりたくさんありますので、何を申し上げたいかということ、他の政令市等では近々に保護者向けの来年度支援制度に関する説明資料といいますか、冊子といいますか、そういうものを発行するということを考えているようなんですけど、新潟市としてはそういう説明文書、冊子みたいなものを発行されるのか、あるいは市報にいがたとか、あるいはテレビの放送とか、そういう形でおやりになるのか、あるいはプラスアルファで何か考えていらっしゃるかどうか。事業者向けの説明会がありました、保護者向けの説明会みたいなものをあるいは考えているとか。大きく変わるわけですので、きちんとした情報提供、説

明が必要だと思しますので、それに関する手段といたしますか、方法といたしますか、何かどんなふう
考えていらっしゃるのかちょっとお聞きしたいし、もし余り考えていらっしゃらないのであれば、こ
れから早々にそういうことを実施していただきたいということを強く要望するところなんですが、今お
考えどんなでございましょうか。

(小池部会長)

保護者説明についてですね。国がつくっているパンフレットあるじゃないですか。あれは、もらえ
るものではないんですか。保護者向けというか、利用者向けの内閣府のなるほどBOOK。

誰かがあれを使って説明すればわかるのかもしれないですけど、ただ自分だけで読んでももしかし
たらわかりにくい……。

(梅坂委員)

それで、私は西区なんですけど、自分のところでいえば今保護者の方が、現行の制度のまま残ると
いうこの間の市の意向調査でのアンケートの結果が出ましたけど、混在するもんですから、このまま
おたくに行ったら高くなるんじゃないのと、向こうへ行ったほうが断然安くなるんじゃないかと、
この制度がどうのこうのもありますけど、プラスそういうちょっといろいろ、保護者さんたちには本
当に深刻な問題だと思うんですけど、それもあります、いずれにしても早くしていただかないと、
混乱がさらに拡大します。

(小池部会長)

特に説明会等は、今のところは考えていないという状況でいいのでしょうか。それか、何か市報で
発信を。

(平澤委員)

ずばり市報にいがたで大特集ぐらいやっただくとよろしいんじゃないかなと、委員としてそう
発言させていただきます。

(小池部会長)

わかりました。はい。

(横尾委員)

うちのほうも、ファミサポとかきらきらのほうに問い合わせがそろそろ来るかなと思うのですが、
市報にいがたに大体今ごろ、これから以降ですか、入園の案内が出るかと思うのですが、その辺のス
ケジュールもちょっと今わかる範囲で教えていただければ。

(事務局：こども未来課育成支援係主査)

こども未来課の高澤と申します。

広報についてですが、9月14日号の市報で、例年出しております募集が始まりますという案内を幼
稚園、保育園含めて考えておまして、その記事の中で子ども・子育て支援新制度についても、余り
スペース割けないんですけれども、掲載する予定となっております。

保護者向けのパンフレット、チラシについては、幼稚園については考えておりまして、なかなか十分なものとなると結構分厚い資料になってしまうんですが、最低限必要な情報ということで内容を今検討しておりまして、お配りしたいと思っておりますし、それと別に制度全般の、幼稚園や保育園にかかわらずということでこども未来課のほうで作成を検討しておりまして、なるべく早くお配りできればと思っております。

説明会については、今のところ予定しているものは、保護者向けの説明会というのはないんですけども、施設向けの説明会は8月5日に行いまして、これから作成する保護者向けのパンフレットとあわせて各園のほうでご周知をお願いしたいと思っておりますし、当然まだ情報が施設の方にも十分伝わっていない部分ありますので、周知の仕方についてもまた検討していきたいと思っております。

以上です。

(小池部会長)

ありがとうございました。

(横尾委員)

その説明の資料の中でも、入園先がいつごろはっきりするとか、いつごろ決まるとか、入園料とかというものも入ってくるのでしょうか。

(事務局：こども未来課育成支援係主査)

今のところの検討としましては、これから入園のスケジュール、いつごろ受け付けが始まって、認定の申請はいつごろというようなところはある程度示したいと思うんですけども、保育料、料金については、まだ市の予算要求もこれからですし、幾らになるとかという具体的な数字までは示すことは難しいんじゃないかなと思っております。

(横尾委員)

そういった問い合わせがうちの相談窓口にあった場合は、保育課さんに言えばいいのか、こども未来課さんに言えばいいのか、教育委員会さんなのかというところ、どこをご案内したらよろしいでしょうか。

(事務局：こども未来課育成支援係主査)

現状では、担当課が2課に分かれているという話、指摘いただいたんですけども、これまでの幼稚園利用、1号を想定される方についてはこども未来課ということで、保育の必要性があるような方については保育課ということでご案内いただければと。

(横尾委員)

今までどおりということですね。

そこで新制度のこともお話ししてもらえますか。

(事務局：こども未来課育成支援係主査)

はい。

(梅坂委員)

でも、本来はどっちへ行こうかという迷いが、今までもいっぱい来ていますが。幼稚園なんだという人は余り迷わないで進んでいますけど。その中間がいる。そのぐらいの問題が今発生しているんです。

(横尾委員)

こちら相談窓口としてできましたら、ここにどうぞと言ってただコールセンターのように振るんじやなくて、できれば全体像をお伝えしながら丁寧につないでいきたいというのがあるので、何かフォロー図みたいなものができたら、こちらにもいただけるとありがたいなと思うんですが。

(小池部会長)

そのあたりは、対応していただけますか。

相談がこれから多分ふえてくるのは現実としてあると思いますので、そのところについてどう対応していくかということについて、その窓口のことも含めて、特に委員の皆さんにはわかるような形でちょっとできればいいかなと思います。ありがとうございます。

(平澤委員)

もう間もなく9月を迎えようとしておりますので、私ども私立保育園あるいは私立幼稚園に対しては、移行に関する意向調査があったわけですが、もちろんもうある程度まとまっていると思いますので、もし差し支えなければ、ほんの概要でも結構ですので、どんなふうな内容に現段階でなっているかということをお聞かせ願いたいのと、あと今出ている話題と関係ありますが、例えば公立の幼稚園は聞くところによれば、やはり施設型給付の枠の外という選択は現実にはないんだというふうに聞いておりますので、したがって新潟市立の幼稚園は全園が新しい制度に、施設型給付という中に乗っかるのか、あるいは一部認定こども園という形で選択というか、移行されるのかとか、小池先生のところも県立大学附属幼稚園というのがありますよね。

(小池部会長)

附属じゃないです。県立幼稚園です。

(平澤委員)

県立幼稚園。まあ公立の幼稚園ですので。それはさておくとして、新潟市の公立の幼稚園さんが、あるいは公立の保育園さんの動きも含めて、例えばもうずっと早くに新潟市と同じ政令市の静岡市あたりは、公立の幼稚園と保育園は全部認定こども園に移行するという動きを立てたわけですが、いろんな意見もあったようですけど、したがって現時点で公立の幼稚園とか公立の保育園さんはどんなふうな流れになるとか、どういうふうに動いていくのかみたいなことを本席で差し支えない範囲でお聞かせいただければと思うし、これはついてはやっぱり利用者である保護者についてもまた大事な課題でもありますので、こういう席で話題にしてもいいのかなと思いましたので、あえて発言してお聞かせ願いたいというふうに申し上げたいと思います。

(小池部会長)

ありがとうございます。2点ですね。意向調査のことで公立の幼稚園さん、保育園さんの動向について、可能な範囲で構わないと思いますので、説明していただければと思います。

(事務局：保育課管理係主査)

先般私立の認可保育所さん宛てに移行の意向調査ということでさせていただいて、現在集計中といったところなんですけれども、私立121園に配布してこの調査をお願いしています。

概要だけざっとお話ししたいと思うんですが、来年度、27年度における移行ということでは、ほとんどの園で現在の保育所のまま継続、もしくは継続で検討中ということでお話をいただいております。その中で、来年度、27年度の後の28年度以降に幼保連携型認定こども園ですとか、保育所型の認定こども園に移行を考えておられるという園がまた一部ございますが、全体としてはほとんどの園で保育所のまま継続ということで、今ざっと感じているところです。

(小池部会長) ありがとうございます。

(平澤委員)

公立さんはどうですか。

(事務局：保育課長)

今の段階では、公立保育園は待機児童を出さないということで、そういった保育が必要な子どもたちを受け入れていくというところを私立とともに抱えているとこだと思っておりますので、現段階では来年すぐに、方向性として認定こども園に移るという状況では今の段階ではまだございません。状況によっていろいろあるのかもしれないんですけれども、全体の方向としては今のところは保育園という形での検討を進めているという状況です。

(事務局：教育総務課企画室長)

公立幼稚園ですけど、施設型給付の移行については今11園全て移行するというふうに作業をしています。幼保連携の認定こども園ということなんですけど、それらの必要性含めて保育課のほうと協議を続けるということでもあります。

(小池部会長)

来年度以降始まりますと、様子とか保育の動向を見ながら、多分そのあたりはきっと検討していかなければならないのかなと。現状は、先ほどの保育の量の見込みのところていくと、非常に保育ニーズが高いところあるんで、そこはまずきっちりやっていかなければいけないところかなと、その後また今後調整というか、いろいろ出てくるかなというふうには私は理解しております。

では、ほかにご質問等なければ、本日の会議はこれで閉会させていただきたいと思います。皆様、大変ありがとうございました。

それでは、進行のほうお返ししたいと思います。

5 閉会

(事務局：保育課長補佐)

小池部会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成26年度第2回幼保部会を終了させていただきます。本日は、貴重なお時間いただきまして、大変ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。